

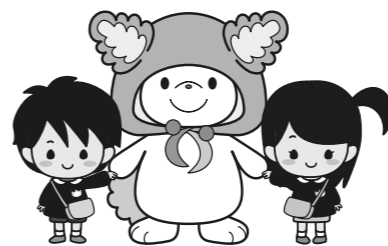
【重要】国民健康保険税の仕組みが変わります

下川町では、国及び道の方針に基づき、令和8年度より国民健康保険税の計算方法を一部改正いたします。今回の改正は、所有する不動産等にかかる「資産割」を廃止し、より負担能力に応じた仕組みへ移行するとともに、国全体で進める「子ども・子育て支援」の枠組みを導入するものです。また、医療給付費の課税限度額についても変更になります。

1. 資産割の廃止  
これまで国民健康保険税は「所得割・資産割・均等割・平等割」の4方式で計算されてきましたが、道の運営方針に基づき、今後は「資産割」を廃止し、3方式で計算されます。また、資産割の

廃止に伴い、国保運営を維持するため「後期高齢者支援金分」や「介護納付金分」の税率・税額の一部見直しを行ってまいります。

2. 子ども・子育て支援納付金の創設  
深刻化する少子化問題を解消し、次代を担う子どもたちを社会全体で支えるため、新たに「子ども・子育て支援納付金」が導入されます。



▼改正前

区分	内 容	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分(40歳～64歳)
所得割	(総所得金額－基礎控除額43万円)×税率	6.9%	2.9%	0.64%
資産割	固定資産税額×税率	60.0%	25.0%	6.2%
均等割	被保険者1人当たり	24,700円	4,300円	5,400円
平等割	1世帯当たり	25,500円	4,500円	4,800円

▼改正後

区分	内 容	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分(40歳～64歳)	子ども子育て支援金分
所得割	(総所得金額－基礎控除額43万円)×税率	6.9%	2.9%	1.4%	0.29%
資産割	固定資産税額×税率	廃止			
均等割	被保険者1人当たり	24,700円	7,000円	7,400円	1,000円
18歳以上均等割	被保険者1人当たり	/		/	
平等割	1世帯当たり	25,500円	7,000円	6,200円	1,000円

3. 課税限度額の変更

国民健康保険税は、これまで医療給付費・後期高齢者支援金・介護納付金の3構成でしたが、「子ども・子育て支援納付金」の追加に伴い、次のとおり4構成となります。また、医療給付費について、課税限度額が変更になります。

※令和8年度納税通知書は8月中旬頃に通知します。

■お問い合わせ

【税に関する窓口】

町民生活課 税務係

☎ 4・2511

内線524

【制度に関する窓口】

保健福祉課 医療給付係

☎ 4・2511

内線726

▼改正前

令和7年度	
医療給付費	課税限度額 : 66万円
後期高齢者支援金	課税限度額 : 26万円
介護納付金	課税限度額 : 17万円



▼改正後

令和8年度	
医療給付費	課税限度額 : 67万円
後期高齢者支援金 (変更なし)	課税限度額 : 26万円
介護納付金 (変更なし)	課税限度額 : 17万円
子ども・子育て支援納付金	課税限度額 : 3万円

しもりんマルシェ2026

■日 時 6月27日(土)  
10:00～12:00  
■場 所 フレペ駐車場

■募集期間 6月11日(木)まで  
下記問い合わせ先にご連絡ください!(土日除く)

共催: 下川町役場 / JA 北はるか農業協同組合  
お問い合わせ: 産業振興課 ☎4-2511 内線 320

しもりんマルシェ2026の出店者を募集しております!

今年も森ジャムと同時開催しますので、ご興味のある方はお気軽にご連絡ください!

